

年金二重課税、国側逆転勝訴

Q : 年金受給権として相続税が課税された年金の受取りに雑所得として所得税が課税されるのはおかしいとして争われていた事件の高裁判決が出たようですが、どのような判決だったのですか？

A : 国側の逆転勝訴となりました。

【解説】

この事件は、年金受給権に基づいて受け取った個人年金に対して所得税(雑所得)課税されるのは二重課税に該当し違法であるとして争いになったもので、一審で原告の主張が認められ、国側が控訴していたものです。

高裁では、まず、所得税の非課税規定について、みなし相続財産として相続税が課税されたものについては二重課税を排除するため所得税を課さないとしたものであるとする趣旨に照らすと、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできないとし、さらに、相続税法における保険金は保険金請求権を意味し、相続税の課税対象になり所得税の課税対象にならない財産は保険金請求権であるとしたうえで、本件個人年金は年金受給権とは法的に異なるもので、被相続人の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、保険金には該当せず、所得税の非課税所得には該当しないとして納税者の主張を斥けました。

